明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**五）　二
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九六）　四

〔告　示〕
○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する件（**総務**三二二）　五
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（**同**三二三）　五
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（**同**三二四）　五
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三三八）　六
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**三四八）　六
○国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件の一部を改正する件（**財務**二七一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件（**経済産業**一八〇）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第三十五条第一項の規定に基づき、中小企業診断士の登録養成機関として登録をした件（**同**一八一）　六
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条の四第一項の規定に基づく登録実務講習の登録の件（**国土交通**一二四七）　七
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件（**同**一二四八）　七
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（**同**一二四九）　七
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第一号の登録証明事業にかかる登録証明事業登録簿に掲げる事項の変更の届出があった件（**同**一二五〇）　七
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第二号の指定講習にかかる指定簿に掲げる事項の変更の届出があった件（**同**一二五一）　七
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（**防衛**二五七）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**六七、六八）　八
○浄化槽の型式を認定した件（**中国地方整備局**七七）　八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（**沖縄総合事務局**一七）　八

〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　警察庁　法務省　外務省　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
通　運　一二
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　一二
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示五、兵庫同七）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定、建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一四

省　令

○農林水産省
国土交通省令第五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第三項（同法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

農林水産大臣　小里　泰弘
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令

地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定等の告示） **第一条**　地すべり等防止法（以下「法」という。）第三条第三項（法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定又は廃止の告示は、次の各号のいずれかの方法により当該地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。 一　緯度及び経度 二　市町村（特別区を含む。以下同じ。）、大字、字、小字及び地番 三　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向 四　平面図	（地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定等の告示） **第一条**　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下「法」という。）第三条第三項（法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定又は廃止の告示は、次の各号の一以上により当該地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。 （新設） 一　市町村（特別区を含む。以下同じ。）、大字、字、小字及び地番 二　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向 三　平面図

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第三項の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十四年建設省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（急傾斜地崩壊危険区域の指定等の公示） **第一条**　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止の公示は、次の各号のいずれかの方法により当該急傾斜地崩壊危険区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。 一　緯度及び経度 二　市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番 三　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向	（急傾斜地崩壊危険区域の指定等の公示） **第一条**　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止の公示は、次の各号の一以上により当該急傾斜地崩壊危険区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行なうものとする。 （新設） 一　市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番 二　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

附　則

この省令は、公布の日から施行する。